

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第70号

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項及び第2項中「第15条の2」を「第15条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。